

# 公益財団法人高松市スポーツ協会

## 高松市スポーツ少年団登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置規程（以下「設置規程」という。）第6条の規定に基づき、高松市スポーツ少年団（以下「スポ少」という。）団員及び指導者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録条件)

第2条 スポ少に登録しようとするスポ少の単位団（以下「単位団」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 単位団の名称は、青少年スポーツ団体としてふさわしいものとする。
- (2) 単位団の団員（以下「団員」という。）は、原則として登録する年の4月1日現在において満3歳以上とする。
- (3) 単位団の指導者（以下「指導者」という。）は、登録する年の4月1日現在において満18歳以上の者とする。
- (4) 単位団は、原則として団員10人以上及び日本スポーツ協会公認の資格（スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）を有し、なおかつスポーツ少年団の理念を学んだ者（以下「有資格指導者」という。）2人以上を含む指導者で構成する。
- (5) 新規に登録しようとする単位団のうち、前号に定める有資格指導者がいないときは、新規登録年度中に当該指導者が2人以上配置されるよう、資格を取得させなければならない。
- (6) 代表指導者は、他の単位団の代表指導者を兼ねることはできない。
- (7) 団員及び指導者は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

### (登録)

第3条 登録は、新規登録又は更新登録とし、日本スポーツ少年団登録システム（次条において「登録システム」という。）により、スポ少、香川県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録を行うものとする。

2 新規登録とは、当該年度に新しく結成した単位団等に関する登録をいう。

3 更新登録とは、前年度に引き続いて登録する単位団等に関する登録をいう。

(登録手続)

第4条 登録手続は、前条に定める登録システムにより登録申請を行い、第6条に規定する登録料を指定口座へ振り込まなければならない。

(登録期間等)

第5条 更新登録の期間は、毎年4月1日から7月31日までの間に行うものとする。

2 団員及び指導者の追加登録期間は、別表に掲げる期間内とする。

3 登録の有効期限は、登録認定を受けた日から、当該年度の3月31日までの間とし、毎年更新するものとする。

(登録料)

第6条 1年間当たりの登録料は、次に定めるとおりとする。

(1) 団員登録は、1人当たり700円(内訳 日本スポーツ少年団300円、香川県スポーツ少年団200円、スポ少200円)とする。ただし、別表の追加登録期間においては、各登録団体の定める額を徴収するものとする。

(2) 指導者登録は、1人当たり1,500円(内訳 日本スポーツ少年団700円、香川県スポーツ少年団300円、スポ少500円)とする。ただし、別表の追加登録期間においては、各登録団体の定める額を徴収するものとする。

(登録の取消)

第7条 登録の認定を受けた団員及び指導者が、設置規程第24条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に定める遵守事項に抵触すると認められる場合は、登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された場合の既納の登録料は、一切返金しないものとする。

(要領の改正)

第8条 この要領の改正は、常任委員会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、スポ少本部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年第1回臨時委員総会の決議があった日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月7日要領第1号)

この要領は、令和6年度第3回常任委員会の決議があった日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

別表 (第5条関係)

| 追加登録申請先                  | 追加登録期間        |
|--------------------------|---------------|
| 日本スポーツ少年団、香川県スポーツ少年団、スポ少 | 毎年4月1日～8月31日  |
| 香川県スポーツ少年団、スポ少           | 毎年9月1日～翌年2月末日 |